

足利義政親政期の財政再建

早島 大祐

【要旨】 本稿は、財政再建という視点から一五世紀中葉の室町幕府財政について論じたものである。嘉吉元年（一四四一）の土一揆襲撃は土倉役を退転させ、これを契機に管領政治期の幕府財政は低迷していく。享徳三年（一四五四）に、対応策として創出された分一銭も徴収に失敗し、幕府財政は危機的状況に陥るが、翌康正元年（一四五五）に將軍側近伊勢貞親を中心に分一銭徴収方式が整備され、同年の改正令以降に一応の確立を見ることになる。さらに、伊勢氏の活動は康正二年（一四五六）の内裏再建事業にも及び、国役方式の採用などを通じて要脚の調達に成功し、これらを受けて一三年ぶりに再建された内裏では將軍足利義政の右大将拝賀儀式が盛大に行われた。当該期の幕府政治が依然管領主導の下にあったことを想起すると、管領政治期にはなし得なかつた財源の改善、内裏の再建という問題を克服して行われたこの儀式は、幕政の中心が將軍にあることを可視化、演出するものであつたといえる。政治史上における当該期の財政再建の意義は、このように義政親政の確立にあつたと評価できるのである。

史林 八二巻五号 一九九九年 九月

はじめに

室町幕府財政は、中世前期以来の財源である段銭^①・棟別銭・地口銭や直轄地である御料所^③、さらに、土倉酒屋役や五山寺院からの献物・借錢^⑤、勘合抽分銭などの財源により支えられていたが、研究史上特に注目されたのが、最近、贈与論との関わりでも脚光を浴びる土倉酒屋役と五山献物である^⑦。中でも、一五世紀中葉に土一揆襲撃により土倉役が退転した後、

幕府財政は献物などの五山経済に依存するという見通しを示した今谷明氏の研究は、当該期の幕府財政を正面から論じた唯一の業績であると同時に、右の研究動向を決定づけた論考としても評価できる。

しかし、今谷氏の研究と前後して、段銭や地口銭などに関する基礎的研究が進展し、室町幕府財政にとって、右のような中世前期以来の財源も重要な要素であったことを考えれば、土倉酒屋役や五山献物だけでなく、これらの成果も視野に入れて室町幕府財政を論じる必要がある。

そこで、段銭、地口銭に関する研究を参照すると、興味深いことに、いずれも一五世紀中葉の変化を指摘していることに気付く。田沼睦氏は、康正二年（一四五六）の段銭徴収の際に、納入額を定額にして守護に国別に請け負わせる国役方式が登場したことを指摘し、また、馬田綾子氏は康正二年（一四五六）、長祿二年（一四五八）の地口銭賦課は免除を認めない徹底したものであったことを明らかにしている。^⑩このように、一五世紀半ば、政治史上は足利義政親政期に相当する時期に、これらの財源に対して幕府から何らかの働きかけがあったことがうかがえるのである。右の点をさらに展開して考えると、この時期に、土倉役の退転以降低迷した幕府財政を立て直す動きがあったことを想定できるのではないだろうか。本稿では、以上のようにして導き出される財政再建という視点から、一五世紀中葉の幕府財政について論じることとした。

さて、本稿の視座を右のように定めた上でもう一つ問題になるのが、当該期の政治過程についてである。周知の通り、一五世紀中葉の政治過程は、嘉吉元年（一四四二）の足利義教暗殺後、管領が幕政を主導する管領政治期から、足利義政と側近が幕政を主導する義政親政期へという経過をたどる。この過程については、既に五味文彦^⑪、百瀬今朝雄^⑫、鳥居和之^⑬三氏の研究があるが、この間顕著になる將軍側近伊勢氏の活動に対する評価などの点で意見の一致を見ず、検討の余地が残されている。また、幕府財政の再建過程を検討するためには、その主体である幕府の状況を把握することも欠かすことはできない。そこで、財政との関わりに留意し、右の政治過程について論じることが本稿のもう一つの課題として、以下、

論を進めていくことにする。

- ① 百瀬今朝雄「段銭考」(『日本社会経済史研究』中世篇、吉川弘文館、一九六七年)、市原陽子「室町時代の段銭について」(『歴史学研究』四〇四、四〇五号、一九七四年)、小林保夫「室町幕府における段銭制度の確立」(『日本史研究』一六七号、一九七六年)、田沼睦「室町幕府財政の一断面——文正度大嘗会を中心に——」(『日本歴史』三三三三号、一九七七年)。
- ② 馬田綾子「浴中の土地支配と地口銭」(『史林』六〇—四号、一九七七年)。
- ③ 桑山浩然「室町幕府経済の構造」(『日本経済史大系』二、東京大学出版会、一九六五年)。
- ④ 小野晃嗣「室町幕府の酒屋統制」(『日本産業発達史の研究』法政大学出版会、一九八一年、初出は一九三二年)、桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」(『史学雑誌』七三—九号、一九六四年)など。
- ⑤ 藤岡大拙「禅院内における東班衆について——特に室町幕府の財政と関連して——」(『日本歴史』一四五号、一九六〇年、今谷明「室町幕府の財政と荘園政策」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出は一九七五年)。
- ⑥ 最近の成果として、橋本雄「遣明船と遣朝鮮船の経営構造」(『遙かなる中世』一七号、一九九八年)を挙げる。
- ⑦ 桜井英治「日本中世の贈与について」(『思想』八八七号、一九九八年)は今谷氏の研究を基に、贈与論の観点から土倉酒屋役、五山献物を捉え直したものである。
- ⑧ 前掲今谷論文。
- ⑨ 註①、②諸論文発表年次を見てわかるように、一九七〇年代に幕府財政に関する研究が進展した。なお、川岡勉他「戦国期研究の課題と展望」(『同氏執筆部分』(『日本史研究』二七八号、一九八五年)は、幕府—守護体制の変質過程を分析する視点から、これら一九七〇年代の研究を評価したものである。
- ⑩ 前掲田沼論文。
- ⑪ 前掲馬田論文。
- ⑫ 五味文彦「管領制と大名制」(『神戸大学文学部紀要』四号、一九七四年)。
- ⑬ 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(岩波講座『日本歴史』中世三、一九七六年)。
- ⑭ 鳥居和之「嘉吉の乱後の管領政治」(『年報中世史研究』五号、一九八〇年)。

第一章 管領政治期の幕府財政

本章では、義政親政期の幕府財政を検討する前提として、管領政治期の財政状況を確認しておく。

一 土倉役の退転

嘉吉元年（一四四二）九月の土一揆蜂起は、嘉吉の乱による政治的恐慌にあつた室町幕府を財政的にも深刻な問題に直面させることになる。洛中に侵入した土一揆が土倉に壊滅的な打撃を与えたために、幕府は土倉役の免除を余儀なくされ、さらには徳政令の発令により土倉の質物が合法的に奪い返された結果、幕府は「納錢悉停止了」という状況に陥ることになった^③。周知の通り、土倉酒屋役は月々の將軍家脚を恒常的に担う幕府の主要財源であつたために、幕府は一方の柱である土倉役を早急に補填する必要に迫られたのである。

土倉役の補填策として最初に確認できる幕府の施策は、酒屋役賦課の強化である。『蜷川家文書』所収「酒屋公事錢算用状」^⑤には嘉吉元年（一四四二）一月二〇日に洛中洛外の酒屋三七軒に対して役錢を賦課したことが記されており、幕府は臨時に酒屋役を賦課することで財政の急場をしのごうとしたことがわかる。このことは土倉と酒屋の受けた被害に大きな差があつたことを示唆するが、それはさておき、既に指摘される通り、酒屋一軒あたりの賦課額が今までの倍に相当したことは、今回の賦課が退転した土倉役の補填を目的とするものであつたことを如実に物語るだろう^⑥。

しかし、このような措置はあくまで臨時の処置であり、長期的な効果を期待できるものではない。土一揆蜂起以前の嘉吉元年（一四四二）四月の賀茂祭は土倉の負担で行われていたが、土倉が被害を受けた後、嘉吉二年（一四四二）の賀茂祭は「日吉要脚」を借用することで行われ、同年二月には月次祭も「武家料足」の不足を理由に延期されることになった^⑦。また、翌嘉吉三年（一四四三）四月には「公方料足」の不足が噂されるに至り、土倉役の退転は幕府財政に対して確実に深刻な影響を与えはじめていたのである。

それでは幕府財政がこのような状況に陥る中、壊滅的被害を受けた土倉は一体どのような状態にあつたのだろうか。この点について次の史料を検討することにした。

一 諸土倉之事 文安一九廿九

依類火令燒失土倉、或入止之、或數年之間可被免除公役之由、雖歎申族出来、向後一切不可被許容。徳政已後、土倉令減少⁽²⁾、猶以寄事於左右、雖及訴訟不可有御免之⁽¹⁾。令略本宅、若以密々之儀可取高利並日錢等之質物、造意欺⁽²⁾、甚不可然。於土倉者、雖為一所、至令減少者、云公役失墜、云諸人愁歎、旁以就公私非無其費。所詮於自今以後者、堅所被停止之也。若背制禁企訴訟者、可被処重科⁽³⁾。

冒頭にあるように、本法令が出された直接の契機は火災による土倉の廃業や公役免除の申請を禁止することであった。傍線(1)を見ると、その背景には徳政による土倉の減少という事態があり、嘉吉元年（一四四一）から四年が経過した文安二年（一四四五）の段階でも、罹災による免除も認められないほど幕府は土倉役の減少という事態に苦しめられていたのである。さらに傍線(2)に注目すると、土倉の公役免除申請の原因が幕府に内密で「高利並日錢」を取り営業を行う「造意」によるものと認識されている。一般に土倉金融の利子は月歩であり、高利、日歩で金を貸すあり方は日錢屋と呼ばれた金融業者特有のものであったが⁽⁴⁾、この部分では土倉が公役免除を申請する原因として、いわば、土倉の日錢屋化という事態が指摘されているのである。

以上のように右の史料からは、幕府に対して公役免除を申請し、経営上は日錢屋化していた土倉の姿が浮かび上がるのだが、それでは土倉の公役免除申請は、幕府が指摘するように、単にその「造意」ということだけで説明できるのだろうか。この点について、土倉の日錢屋化という現象に注目し、両者の営業形態の相違から考察することにした。

中島圭一氏によると、土倉の経営は金融業だけにとどまらず、莊園代官の請負などを通じて経営規模を拡大していたという⁽⁵⁾。一方、同じく中島氏も指摘する通り、高利、日歩で利息を取る日錢屋の営業形態は元手を効率よく回転させるための手段であり、その経営規模は、土倉に比べて遙かに小さいものであったと考えられる。つまり、土倉と日錢屋の違いは、単に月歩か日歩かといった利子計算方式の違いによるだけではなく、第一に経営規模が大きく異なる点にあったのである。

両者の相違をこのように捉えると、土倉の日銭屋化という現象も、その経営規模が大幅に縮小した結果と理解すべきであり、土倉が役銭免除を申請した背景には、土一揆の襲撃から四年が経過したにもかかわらず、その被害から立ちなおっていない状況があったと考えられるのである。¹⁶⁾

このように、嘉吉元年以降、土倉の経営基盤が縮小したために土倉役は幕府財源として十分に期待できなくなり、また、補填策である酒屋役賦課の強化もあくまで一時的で、土倉役を恒常的に補うものではなかった。幕府はこのような状況を克服するために、右の史料で問題とされていた日銭屋に注目することになる。

a 一 洛中、同錢屋注^(日記)之。政所寄手分行向^(入脱カ)了。

〔齋藤基恒日記〕文安三年二月条

b 一 洛中洛外、号^(日記)日錢屋、隱取質物之間、以^(入脱カ)寄人手分質物員數注^(入脱カ)之。彼本錢十分一被付納錢方、基恒、貞政、熙基、以^(入脱カ)三判納^(入脱カ)御倉了。

〔齋藤基恒日記〕文安四年三月二日条

c (前略) 酒屋、土倉、日錢、味噌屋等役錢等、就^(入脱カ)催促、以^(入脱カ)女良下書、御倉糶井備後人道納^(入脱カ)之。

〔齋藤基恒日記〕文安六年四月二日条

史料 a には、幕府が文安三年（一四四六）に洛中の日銭屋を課税対象として把握したことが記され、史料 b からは、翌文安四年（一四四七）に、課税範囲を洛外に拡大していたことがわかる。また史料 c から、文安六年（一四四九）には日銭屋への賦課が恒常化しつつあったことがうかがえ、土倉が日銭屋へと転落する中、幕府は新たに日銭屋へ賦課することで財政の立て直しを計っていたのである。

また、次の一連の史料から、幕府は第三の財源獲得策として洛中關所屋要脚を財源に繰り入れていたことが明らかにする。

d (前略) 冷泉院町長内關所小屋二字在^(入脱カ)之。任^(入脱カ)先例、可^(入脱カ)申請、哉之由定使長嶋男来告^(入脱カ)之。高大史令^(入脱カ)談合、晚向^(入脱カ)布施民部大夫許、此事令^(入脱カ)談合也。先向^(入脱カ)所司代許、其子細可^(入脱カ)被^(入脱カ)申、追可^(入脱カ)申之由返答、布施為^(入脱カ)侍所之關圖^(入脱カ)之故也。嘉吉元年冬、彼地内關所

屋就_レ本主被_レ閣之例、彼度奉書等持_二向_一之了。（後略）

〔康富記〕文安五年七月二八日条

e 一 洛中闕所屋事、隨_二出来、以_二一人懸_レ札、差代下_二行之_一。

〔齋藤基恒日記〕文安六年四月二日条

f (前略) 此事予小屋破損並文庫造營等之侘事先度申入了。其要脚事以_二闕所出来之時、可_レ被_レ付_二下其足_一之由申_二入_一之了。當時闕

所之屋雖_二申請_二大略有名無実也。別段之要脚可_二申請_一之由存子細在之間、此事先可_レ被_レ延引。備中方今日可_レ被_レ罷向_二之事可_レ有_二

思案_一之由、密々談合之間、領狀罷帰了。（後略）

〔康富記〕宝徳三年一〇月二六日条

史料dに見える通り、文安五年（一四四八）まで洛中闕所屋検断権は侍所の管轄であったが、史料eには翌文安六年（一四四九）に政所公人が闕所屋を検断したことが記され、文安五年から六年の間に、洛中闕所屋の検断権が侍所から政所に移管したことがわかる。洛中闕所屋の検断権が政所に移動した原因については、史料fから宝徳三年（一四五二）に洛中闕所屋要脚が幕府財政に繰り込まれていたことが読みとれるから、このために検断権が幕府財政を司る政所に移管したと推定されるのである。

以上のように、幕府は土倉役を補填するために、酒屋への臨時賦課のほか、日銭屋、洛中闕所屋の二点を新たに幕府財政に組み込んでいたことが明らかになった。しかし、経営規模が土倉より劣る日銭屋への賦課や、史料fに「大略有名無実也」とあるように恒常的収入が期待できなかった闕所屋要脚が、土倉役の補填に十分な効果を挙げたとは考えにくい。ここまでの検討からは、幕府は土倉役の退転を契機とした財政の低迷に対して、効果的な対策を講じていたとはいえないのである。

二 公事要脚の調達から見た幕府財政

本節では、公事要脚の調達から当該期の幕府財政を検討する。その素材として、最初に管領政治期に行われた内裏（土御門内裏）再建事業をとりあげる。

嘉吉三年（一四四三）九月の禁闕の変の際に内裏は焼亡し、幕府は早期にその再建を行う必要があった。表1にあるように、文安元年（一四四四）の諸国段銭と洛中棟別銭、文安三年（一四四六）の洛中洛外棟別銭や宝徳元年（一四四九）の琉球商人献上金、さらには宝徳二年（一四五〇）の大隅、薩摩、日向国段銭などが財源に充てられたにもかかわらず、結局は清涼殿の一部が造られただけで内裏再建事業は中断、失敗に終わることになる。例えば文安元年の諸国段銭を見ると、今回の賦課は春日、伊勢、石清水三社のほか、相国寺領さえも免除しない徹底した方針で行われたにもかかわらず、その後も段銭以外の様々な財源が用いられており、今回の徴収が十分な成果をあげたとは考えにくい。同年には、段銭、棟別銭で負担される予定であった東寺修理費用が、結局、「貧民之煩」を考慮し勧進で調達されることになっていたから、この年は飢饉など何らかの理由で在地が疲弊していたために、賦課も十分な成果をあげられなかったと考えられる。表1の通り、幕府は、その後も様々な手段で内裏再建要脚の調達を試みたが、結局、十分な費用を捻出することはできず、管領政治期に内裏が再建されることはなかったのである。

内裏再建の失敗に象徴される幕府財政の低迷は、この時期の各種公事の運営からもうかがえる。表2はこの時期に要脚不足により延期、もしくは中止になった公事の一覧を記したものであるが、ここから、先述した嘉吉二年（一四四二）の月次祭延期を嚆矢として各種公事の延期・中止が相次いだことが判明する。文安四年（一四四七）には「近日公銭闕如過法事也」と公家の日記に記されたように、幕府財政は壊滅的な状況に陥っていたのである。その後、宝徳元年（一四四九）の將軍義政の元服以降、文安四年、五年の二年間にわたり中止されていた祈年穀奉幣が再興され、幕府財政は若干好転したようであるが、低迷のきつかけになった土倉役の補填については、以下の徴証により依然、十分な対策が立てられなかったと考えられる。すなわち、享徳三年（一四五四）七月に、將軍妻妾の産所要脚調達を目的として備中国に段銭が賦課されたが、本来、寺社造営などの国家的公事を賄うべき段銭が將軍家要脚に充てられたことは異例の事態であり、その原因は將軍家要脚を支えるはずの土倉役が、依然、十分に回復していなかったためであると推測される。このように当該期

表1 管領政治期における内裏再建の経過

年月日	内容	典拠
嘉吉3年(1443) 9/23	禁閨の変により内裏焼亡	—
10/17	内裏造営要脚を太子堂に賦課	『看聞御記』
12/12	管領畠山持国主導で仮屋築造	『看聞御記』
12/13	造内裏事始	『看聞御記』
文安1年(1444)⑥/ -	造内裏諸国段銭/洛中棟別銭賦課	『斎藤基恒日記』
⑥/29	内裏四方・裏築地を諸大名が行う	『斎藤基恒日記』
文安2年(1445) 2/10	内裏跡地引	『師郷記』
文安3年(1446) 5/ 6	造内裏洛中洛外棟別銭賦課	『師郷記』
7/22	内裏築地カイケタ等作始	『師郷記』
7/25	管領細川勝元、内裏西築地を築く	『師郷記』
8/ 3	畠山持国、内裏東築地を築く	『師郷記』
12/ 7	内裏礎石を置く	『師郷記』
12/11	清涼殿立柱・上棟	『師郷記』
宝徳1年(1449) 9/ 5	琉球人進上銭千貫文を内裏造営要脚に充てる	『康富記』
宝徳2年(1450) 4/20	内裏修造のため、大隅・薩摩・日向国に段銭賦課	『薩藩日記』

註 丸囲み数字は閏月を表す。

表2 要脚不足による公事延期・中止一覧

年月日	公事	再開	原因	典拠
嘉吉2年(1442)12/11	月次祭	?	「依無武家料足也云々」	『康富記』
嘉吉3年(1443) 6/11	月次祭	?	「御料足無之故云々」	『康富記』
文安1年(1444) 2/ 4	祈年祭	6/11	「依料足未済令延引」	『康富記』
2/25	祈年穀奉幣	7/22	「依無料足也」	『師郷記』
9/11	例幣	同日	要脚未納だが、奉行の懇望により行われる	『師郷記』
文安2年(1445) 2/ 4	祈年祭	4/21	「依無要脚也」	『師郷記』
文安3年(1446)12/11	月次祭	?	「依無要脚也」	『師郷記』
文安4年(1447) 2/ 4	祈年祭	4/21	「依無要脚也」	『建内記』
6/11	月次祭	7/1	「依無要脚也」	『師郷記』
10/25	東大寺僧坊修理	?	「近日公銭闕如過法事也」	『建内記』
12/29	伊勢内宮造替	寛正3年	「公方要脚不足」	『康富記』
-/ -	祈年穀奉幣	中止	要脚不足カ	『康富記』 宝徳1年8/23条
文安5年(1448)12/11	月次祭	?	「依無要脚也」	『師郷記』
-/ -	祈年穀奉幣	中止	要脚不足カ	『康富記』 宝徳1年8/23条
文安6年(1449) 2/ 4	祈年祭	?	「依無要脚」	『師郷記』
享徳1年(1452) 2/ 4	祈年祭	2/19	「無料足之上、世間聊有穢氣云々」	『師郷記』
12/11	月次祭	12/13	「依無要脚云々」	『師郷記』
享徳3年(1454) 6/11	月次祭	6/29	「依無要脚也」	『師郷記』

の幕府は、土倉役の欠如という財政構造上の問題を抱えたまま、財政を運営しなければならなかったのである。

以上、本章では嘉吉元年以降、管領政治期の幕府財政について検討した。土倉役が退転する中で日銭屋への賦課、洛中關所要脚の財源繰り入れ等の幕府財政再建策を確認できるものの、それは十分な成果を挙げず財政の低迷を打開するものではなかった。また、幕府は土倉役の欠如という財政構造上の問題を抱えていた上に、段銭などの財源も不調に終わり、各種公事の中止、延期から端的にうかがえるように、この時期の幕府財政は概ね低調であったといえる。このような中、享徳三年（一四五四）に再び土一揆が土倉を襲撃し、^⑤ 低迷を続けていた幕府財政は再び窮地に陥ることになった。かくして幕府財政の再建は次の義政親政に持ち越されていくのである。

- ① 同年の土一揆蜂起の概要については中村吉治『土一揆研究』（校倉書房、一九七四年）一九三―三〇頁を参照。
- ② 『建内記』嘉吉元年九月一日条。
- ③ 『斎藤基恒日記』嘉吉元年閏九月三日条。
- ④ 「洛中辺土散在土倉並酒屋役條々」（『室町幕府追加法』一四六―一五〇条）。
- ⑤ 『蛸川家文書之二』二九号。
- ⑥ その後、嘉吉二年二月に洛中洛外酒屋の調査が行われている（『斎藤基恒日記』同年同月条）。
- ⑦ もちろん、酒屋も土一揆の被害を受けていたが、土倉と酒屋両者の被害に決定的な差があったのは、土倉の本質が金融業であったのに対し、酒屋は酒造業を主とし、金融業は副業に過ぎなかったためと考えられる。
- ⑧ 桑山浩然『室町時代の徳政——徳政令と幕府財政——』（『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二年）。
- ⑨ 『建内記』嘉吉二年四月八日条。
- ⑩ 『康富記』嘉吉二年二月二日条。
- ⑪ 『康富記』嘉吉三年四月二日条。
- ⑫ 『室町幕府追加法』二二三条。
- ⑬ 中島圭一「日銭屋考」（『遙かなる中世』九号、一九八八年）。
- ⑭ 中島圭一「中世京都における土倉業の成立」（『史学雑誌』一〇一―三三号、一九九二年）。
- ⑮ 前掲中島「日銭屋考」。
- ⑯ 幕府財政を管理した土倉正実坊が寛正五年（一四六四）に、「先規」として幕府に命じられた兵庫島修理を「無力故」拒絶したのも（『藤原軒日録』寛正五年六月二日条、土一揆の被害が原因と考えられる）。
- ⑰ 禁関の変については、森茂暁「闇の歴史、後南朝——後醍醐流の抵抗と終焉——」（『角川選書』一九九七年）第四章を参照。
- ⑱ 康正二年にあらためて内裏再建が行われた際に、その時点で内裏の状況が調査されているが（『師郷記』康正二年二月二六日条、その中で「半作清涼殿」を再度建て替えるかが議論されていた）。
- ⑲ 『康富記』文安元年閏六月二五日条。

- ⑳ 『建内記』 文安元年四月二三日条。
 ㉑ 『建内記』 文安四年一〇月二五日条。
 ㉒ 『康富記』 宝徳元年八月二三日条。
 ㉓ 『斎藤基恒日記』 享徳三年七月二日条。
- ㉔ 前掲市原「室町時代の段銭について」。
 ㉕ 同年の土一揆蜂起の概要については前掲中村「土一揆研究」二五二～二六五頁を参照。

第二章 分一銭徴収方式の確立

一 分一銭の再検討

「依_レ押_二取諸土倉・日銭屋以下質物、公料忽令_二失墜_一」と幕府奉行人が表明した通り、享徳三年（一四五四）の土一揆は、幕府を再び財政危機に直面させることになった。幕府もこのような事態を前に何の対策もたてなかったわけではなく、分一銭という財源を創出したことが知られている。分一銭とは、幕府が徳政令を出した際に納めさせた手数料であり、新たにこの分一銭を財政に繰り入れることで、「公料」の「失墜」という事態に対処しようとしたのである。

しかし従来の研究では、このような幕府の動きは積極的に評価されなかった。というのも、幕府がはじめて分一銭徴収という政策を打ち出した享徳三年に、肝心の分一銭徴収に失敗したことに加え、発令以前に土一揆が私徳政を行ったことや、債権者と債務者の個人的な関係が徳政令の適用を阻害したという指摘から、分一銭の規模や、このような財源を創出した幕府自身についても十分に評価されなかったのである。

確かに、分一銭徴収に失敗した段階での従来の評価は妥当といえるが、分一銭をめぐる幕府の動向は、この失敗で終わったわけではない。翌康正元年（一四五五）に幕府は改正令を発令しており、分一銭に関する一連の経過から幕府の動向を評価するには、この康正元年令も含めて検討する必要がある。そこで本節ではまず、康正元年令の内容から分析するこ

とにしたい。

十一月

- 一 去年徳政之時、借錢十分一事、為_{(二)階堂忠行}頭人_(一)賦_{(二)寄人}為_(一)數奉書以下成_{(レ)之}。
 - 一 納錢方堤右京亮有家為_{(二)伊勢守貞親代}存_(一)知之。
 - 一 重壁書被_{(レ)押}政所_{(二)了}。
 - 一 錢主・借主共申_{(二)給奉書}各寄人調_{(レ)之}。頭人加判、各奉書裏加_{(二)伊勢守貞親證判}、堤右京亮奉_(一)行之。奉書裏判事、不知_{(二)子細}、執事以下不肖候故歟、不可_{(レ)説}之。
 - 一 十分一事、自_{(レ)是}以後為_{(二)五分一}、被_{(レ)付}納錢方_{(一)了}。
- 此時條々、於_{(二)政所}内談在_{(レ)之}、為_{(二)數被_{(レ)相}除_{(一)之}、自_{(レ)此時}政所方奏者、塙左京亮行久也。^③(後略)}

本法令の内容は以下の四点にまとめられる。

- ①前年に飯尾為数が単独で行った奉書作成を政所寄人全員で行うことにする。
- ②分一錢徴収後、奉書裏に伊勢貞親の花押を据える。
- ③錢主(債権者)に対しても債権保証の奉書を発給する。
- ④分一錢を十分一から五分一へ値上げする。

このうち、③、④については、それぞれ第四条、第五条の記載の通りであり、ここでは①、②の二点について補足する。

①の奉書発給手続の整備については、享徳三年の場合、右の第一条のほか、『斎藤基恒日記』享徳三年一〇月条にも「奉書右筆飯総為數、同加判頭人、貞基」と記されるように、飯尾為数が奉書を作成し、二階堂、布施の二人が加判する体制であった。しかし、第四条には「各寄人」が奉書を調えたとあり、翌康正元年には奉書作成が政所寄人全員で行われるように改められたのである。また、②の伊勢氏の裏花押について、右の史料では「不知_{(二)子細}」と見えるが、実際の発給

は「借錢五分一事収納之後、可_レ加勢州判」という手続きで行われており、この裏加判が分一錢納入を確認するためのものであったと判明するのである。

以上の康正元年令の内容を踏まえた上で、本法令に関して注目すべき点を指摘しておきたい。

第一点は、康正元年令が分一錢徴収、奉書発給といった事務手続きの改善を目的としていたことについてである。従来、康正元年令に関しては、この法令を分一徳政禁制と評価する視角から③の債権者への奉書発給に関心が集中し、①、②に見える事務手続きの改善については十分に検討されてこなかった。しかし、分一錢は以後一六世紀にも徴収されていた財源であり、初期の段階で出された事務手続きの改善策は、以後分一錢を徴収する際の基盤となる制度的にも重要なものであったと考えられる。このような観点から康正元年令を再検討する必要がある。

第二点は、第四条に見える分一錢の値上げについてである。素直に考えれば、このことは従来の評価とは逆に、前年の享徳三年令の段階で奉書発給の需要が多かったことを示唆している。なぜなら、分一錢徴収自体には失敗したものの、享徳三年令の反響は十分に大きなものであり、今回の値上げはその需要を見込んだ上での対応と考えられるからである。享徳三年令の失敗は、あくまで分一錢徴収の失敗にすぎず、この時に徴収される予定であった分一錢の規模自体の少なさを示すものではない。享徳三年度の分一錢徴収予定額については、その規模を確定する作業が必要なのである。

このように、康正元年令までを視野にいれて検討すると、従来の分一錢についての評価も見直す余地は十分に出てくる。そこで次節では、分一錢の規模を検討することでこの推測を裏付けることにし、さらにその結論をもとにあらためて康正元年令の改正内容についても位置づけ直すことにしたい。

二 享徳三年度分一錢徴収予定額の復原

享徳三年の分一錢徴収予定額を推定するにあたり、賀茂祭要脚の額から、その数値を逆算する。享徳三年の分一錢は翌

康正元年四月の賀茂祭要脚に充てられる予定であったが、分一銭未進者が多かったために予定額を集めることができず、幕府の方策むなしく賀茂祭の中止が決定される。しかし、その後事態は急展開し、翌閏四月、武家側の強い要望で急遽賀茂祭は執り行われた。当時の記録には「惣用以去年徳政十分一被_レ付_二其脚_一」とあり、問題であった賀茂祭要脚については「去年徳政十分一」、すなわち享徳三年の分一銭徴収を徹底することで賄われたのである。このように賀茂祭要脚に享徳三年の分一銭が充てられたことから、

享徳三年度分一銭徴収予定額Ⅳ賀茂祭要脚

と立式され、以下、この式をもとに分一銭徴収予定額を復原していく。

まず、賀茂祭要脚について文安元年（一四四四）の事例を参照する。同年、賀茂祭伝奏の任にあった万里小路時房の日記には「賀茂祭惣惣用残三万五千正先日八千正到来、予下行_了」^⑩とあり、文安元年度の幕府出資額が総計四三〇貫文であったことがわかる。⑪また、永享年間までには幕府が賀茂祭要脚を負担することは恒常化していたから、幕府の負担費用もこの頃までには定額化していたと考えられ、以上のことから康正元年度の賀茂祭要脚を四三〇貫文と見積もれるのである。⑫

次に、この数字を先の式へ代入すると、享徳三年の分一銭徴収予定額は四三〇貫文以上となり、今回の分一銭は申請額の十分一であるから、申請額はその一〇倍の四三〇〇貫文以上ということになる。また、毎年四月に行われる賀茂祭要脚の件が問題になるのは三月中のことであり、享徳三年の分一銭徴収予定額を賀茂祭要脚に充てることも、三月末までには決定していたと考えられる。以上をまとめると、享徳三年令が出された享徳三年一〇月二十九日から翌康正元年三月末までの約五ヶ月間に、幕府に対して四三〇〇貫文以上の借銭棄破申請が行われ、その計算のもとに賀茂祭要脚に分一銭徴収予定額を充てることが決定したと推定されるのである。

五ヶ月間で四三〇〇貫文以上の借銭棄破申請額。その規模を確定するために、続いて分一銭徴収額の詳細な記録が残る文明一三年（一四八二）の場合と比較する。同年の分一銭徴収額については「借主申五分一賦引付_⑬」という、借銭棄破申

請者と申請額を記載した引付が残されている。まず、文明一三年令¹⁵の出された八月から一二月までの五ヶ月間の申請額を見ると、総額は四五七貫三七文余になる（但し、石高による申請は除外¹⁶）。次に兩年の借錢棄破申請額を比較すると、両者は共に四三〇〇貫文以上と近似しており、概算ではあるが、享徳三年令は文明一三年令と同様の規模の申請額があったと判断できる。ここで比較した文明一三年令の借主、錢主を合わせた総申請額については、後に出された永正元年令（一五〇二）、天文一五年令（一五四六）と比較して圧倒的に多いことが指摘されており、この評価は、錢主の申請を認めていなかったため借錢棄破申請だけに限定されていたものの、同じく享徳三年令にもあてはまるといえるだろう。そして、享徳三年度の分一錢徴収予定額の規模をこのように推定すると、先に指摘した分一錢値上げの事実とも十分に整合するのである。以上のように、享徳三年の分一錢徴収予定額を検討してみると、その規模は従来のように過小に評価すべきではなく、以後の分一徳政令と比べても遜色のないものであったことが明らかになるのである。

さて、享徳三年度分一錢徴収予定額を右のように評価したところで、次に康正元年令の検討に移る。先述の通り、今回の改正では常時一五名以上いた政所寄人全員が奉書を発給することが決定しており、前年に飯尾為数が一人で奉書を発給していたことに比べ、作業効率は大幅に向上することになった。このように大幅な事務処理能力の向上が計られた理由は、第一に、政所の予想を上回る借錢棄破申請者、すなわち分一錢納入者の多さにあったと考えられる。そこで再度「借主申五分一賦引付」を参照すると、文明一三年令の場合、五ヶ月間の借錢棄破申請者は一六〇名であり、また、一人が複数申請を行う場合もあったので、幕府は二四六名の借錢棄破奉書を発給する必要があった。文明一三年令と同規模の借錢棄破申請額を推定した享徳三年令においてもその数は同等であったと考えられる。但し、文明一三年令では一七名の政所寄人が申請を受理していたことが確認できるので、前節で見たように、享徳三年令では申請の受理から奉書作成までを飯尾為数が単独で行っていたから、この点で両者の処理能力は決定的に異なるものであった。要するに、享徳三年の分一錢徴収の失敗は奉書申請者数が予想以上に殺到したことと、それに対する政所の事務能力の低さに起因するものであった

のである。また、康正元年令では錢主（償権者）への奉書発給も決定していたから、申請者数の倍増は当然予想されていたはずであり、康正元年令では、これらの状況を踏まえた上で事務手続の整備が計られたと考えられる。

以上、本節では、享徳三年令の反響は幕府の予想以上に大きく、翌年の康正元年令はそのことを考慮した上で、分一錢徴収の確実化を目的として出された合理的な法令であったことを明らかにした。享徳三年度の奉書申請者数が幕府の予想以上の規模であったとすると、翌康正元年に錢主にも奉書申請を認めたことは、幕府にとって当然の財源増収策であったといえ、新財源として創出した分一錢について、当初は徴収の際の失敗などもあったが、幕府は康正元年令を制定することで分一錢徴収方式の確立に成功したと結論できるのである。^⑥

三 伊勢貞親と康正元年令

先に引用した康正元年令第二条では、堤氏が伊勢貞親代として分一錢を徴収することが披露され、第四条では、分一錢納入の確認のために伊勢氏が奉書の裏に花押を捺すことが定められていた。ところが、この時期に伊勢氏は將軍側近として幕政上重要な位置にいたものの、康正元年の時点で政所執事は伊勢氏でなく二階堂氏であり、制度的に政所と関係ない伊勢氏の右のような活動については、冒頭でも触れた通り五味、百瀬、鳥居三氏の論争がある。本節では、研究史上の争点でもあった伊勢氏の活動を分析することで、分一錢を巡る幕府の動向を検討することにした。

最初に三氏の説の概要を記す。五味氏は、政所の財政機構を握ろうという伊勢氏の意図の下、この時期の政所は二階堂氏が支払、伊勢氏が収入というように機能分化していたと述べ、百瀬氏は両者の権限分割を伊勢氏が現錢の収支、二階堂氏は形式的事務手続を管掌したと解釈して、これを一つの根柢に伊勢氏が政所の実権を掌握したと説明する。伊勢氏と二階堂氏の権限について解釈の違いはあるが、共に伊勢氏の活動を政所の実権掌握を意図したとする点では視座を共有するといえるだろう。一方、鳥居氏は、当該期に伊勢氏が幕府財政に関与した事例を納錢、下行に分類し、検討を加えた上で、

その活動は將軍上意による朝廷への下行と分一錢、段錢の収納に限られ、政所の機能に影響を及ぼすものではないと全く異なる結論に達している。このように政所における伊勢氏の活動については、その権限、意図に関して意見の一致を見ないのである。そこで本節では、それぞれの説の判断はひとまず保留することにして、最初に、政所における伊勢氏の活動が確認できる事例を網羅的に検討し、基礎的事実を確定することからはじめたい。伊勢氏と政所の関係を示す事例は先にみた康正元年令を含めて四例あり、以下にその事例を列挙する。

事例1 政所における伊勢氏の活動の初見は、康正元年一〇月二日付の追加法である。ここでは享徳三年に発給された借錢棄破奉書を再提出させ、伊勢氏の花押を捺した後に分一錢を納入することなどが定められていた。

事例2 翌一月に出された康正元年令に見える伊勢氏の活動については先述した通りであり、ここでは省略する。

事例3 同じく一月末には、伊勢氏と政所執事二階堂氏の代官が連署して次の召文（史料g）を発給していた。

召文案
g 権大外記康富申七条坊門坊城與朱雀間北頬敷地猫間畠事、糺明之間、置所務於中、来二日以前令出対可被明之由候也。仍執達如件。

康正元
十一月卅日

伊勢守代(是)
有家 判

其国寺²⁶⁾

政所代(是)
行久 判

h (前略) 今日政所奉行諏訪信濃守方ヨリ猫間畠並旧跡敷地永代沽却之契約棄破之御奉書整送之。依德政御法也。五分一可取納也。又両所所務可置中之由召文二通同副送之。(後略)²⁶⁾

百瀬氏は史料gを「政所の裁判権に属する京中沽却地の訴訟に関与」するものと解釈したが、後に鳥居氏は史料hを援

用して、この召文を康正元年令の適用に関して発給されたものより厳密に規定しており、本稿でも史料gについては、鳥居氏の解釈に従うことにする。

事例4 次の史料から、同年二月六日に伊勢氏被官堤氏の邸宅で政所内談が開かれたことが確認される。

(前略) 伝聞、今日堤右京亮許伊勢守招請云々。伊勢守帰宅之後、政所方内談於堤右京亮許在之。永地売買之地等條目、尚以令三治定云々。^(伊勢貞親)

史料中の「永地売買之地等之條目」の内容は、翌康正二年以降に永代売買地の知行を保証した政所奉行奉書の発給が確認されることから、分一銭納入と引き替えに買地安堵を行うものであったと推定される。一月の康正元年令の段階では、借主棄破奉書の場合と同じく、錢主奉書の発給は金銭貸借に限定されていたが、今度の政所内談では、その対象を土地売買にまで拡大することが決定されていたのである。

以上、四つの事例を検討した結果、伊勢氏の活動は、分一銭の徴収(事例1、2)、徳政令の適用(事例3)、及びその改正(事例4)というように分一徳政令に関するものに限定されていたことが明らかになった。これらの事実をもとに、従来の説の検討に移ると、まず、伊勢氏の活動は政所の機能に影響を及ぼさないとする鳥居氏の説は、前年に政所寄人が行った分一銭徴収の権限を康正元年に伊勢氏が吸収したのは明らかなので、妥当ではない。また、百瀬氏は事例2、3を根拠に伊勢氏が政所の実権を掌握したとするが、これらの事例からは伊勢氏が分一徳政令に関する権限を掌握したことを読みとれるものの、その権限が政所全般に及ぶとまで結論することはできない。そうすると、伊勢氏の権限を政所の収納に関するものとした五味氏の説が最も妥当なものになるが、五味氏の説にしても他の二説同様、伊勢氏が政所に関与した理由が明らかでなく、説明に不十分さを残す。また、鳥居氏も指摘する通り、この時期には將軍義政の成長に従い、その意向が重視されるという政治状況の変化が見られたが、伊勢氏は將軍側近という立場にありながら、なぜ右で見た限定されたかたちでしか政所に関与できなかったかということも問題として残されるのである。

そこで、次に当該期の政治状況からこの問題を考えてみたい。文安六年（二四四九）の將軍義政元服後も管領が幕政を掌握する状態は続いており、百瀬氏は康正元年（一四五五）まで管領下知状が発給されていたことから、同年まで管領の権限が確認できると指摘している^④。また、本節の関心からも、特に伊勢氏の活動が顕著になる康正元年以降の政治状況が重要になるので、幕府の実務を支えた幕府奉行人の管轄を分析することで、もう少し詳細にこの時期の政治過程を跡づけてみる。

管領と幕府奉行人の関係については、康正元年一月に管領の「仰付」で奉行人の別奉行就任が決定し、康正二年（一四五六）四月の洛中洛外棟別銭の際も、「右筆方老若」が管領邸に参集して棟別銭徴収の役割分担を決めており、この時まで管領が幕府奉行人を統括していたことは明らかである。しかし、同年二月には伊勢氏が幕府奉行人の恩賞方昇進を決定しており^⑤、以上の点から幕府奉行人の管轄が管領から伊勢氏へ移行するのは、康正二年四月から二月までの間であると判明する。つまり、幕府奉行人の管轄からは、康正二年四月まで管領政治の残存が確認できるのである。また、このことは幕府奉行人から構成される政所においても同じく妥当すると考えられ、康正二年より遡る享徳三年（一四五四）にも政所は管領の管轄下にあったことになり、享徳三年令の制定や分一銭の創出も、管領主導で行われたと推定できる。

右の検討を踏まえた上で最後に分一銭を巡る享徳三年以降の幕府の動きを整理しておく。同年に新財源として創出された分一銭も、徴収の際の不手際により、その要脚で行われる予定であった賀茂祭の日程に間に合わず、一度は中止が決定される。その後、幕府は急遽分一銭を回収することで翌月に賀茂祭を挙行したが、康正元年令発令に至る経過からわかるように依然、分一銭徴収方式の改善が課題として残されていたのである。その後、この課題は伊勢氏を中心に改善され、康正元年令の制定を見ることになるが、幕府財政の中核である政所は未だ管領の影響下にあったために、政所における伊勢氏の活動も本節で見たような変則的なかたちでしか行われなかったのである。

以上、本章では三節にわたり分一銭を巡る幕府の動向を検討した。論点は右の整理に尽きるが、康正二年（一四五六）

二月までには伊勢氏が奉行人の管轄を掌握するようになったことを踏まえると、本節で見た伊勢氏の活動は、幕府財政のみならず將軍元服後も管領の影響力が根強く残っていた当該期の政治状況にも影響を与えたと考えられる。但し、この点を検証するには、義政親政の確立までの政治史を論じる必要があるし、また、本章では分一銭の検討を中心としたために、先行研究で指摘されていた伊勢氏と段銭徴収の關係について言及することができなかった。そこで本章では、義政親政の確立過程を詳論することにし、伊勢氏と段銭の問題についてもその際にあわせて論じることにした。

- ① 「室町幕府追加法」二二九条。
- ② 前掲桑山「室町時代の徳政」。
- ③ 『齋藤基恒日記』康正元年二月条。
- ④ 『康富記』康正元年一月二十八日条。
- ⑤ 百瀬今朝雄「文明十二年の徳政禁制に関する一考察」〔『史学雑誌』六六一四号、一九五七年〕、前掲桑山「室町時代の徳政」。
- ⑥ 前掲桑山「室町時代の徳政」。
- ⑦ 『康富記』享徳四年四月二十二日条。
- ⑧ 『康富記』享徳四年閏四月二十八日条。
- ⑨ この点については、既に一倉喜好氏も「分一徳政令と室町幕府の財政」〔『史潮』五二号、一九五四年〕の中で、「曲りなりにも賀茂祭を払い得る費用は集まったものと見なしうる。」と指摘している。
- ⑩ 『建内記』文安元年四月十七日条。
- ⑪ 応安七年（文中三、一三七四）度の幕府出資額は四〇〇貫文であり〔師夏記〕同年四月一日条、〔後鑑〕所収、本文の推定に大過はないと考える。
- ⑫ 『建内記』永享二年三月一日条には「年来武家奉行承惣用（賀茂祭惣用、早鳥社）事」とあり、足利義教の時代までには幕府が恒常的に賀茂祭の費用を負担するようになっていたことがわかる。
- ⑬ 例えば永享二年（一四四〇）の賀茂祭は三月中旬までに賀茂祭伝奏が定められ、費用の件もその際に採り上げられている〔『建内記』永享二年三月一日条。ちなみに嘉吉の乱以降は、第一章で述べた通り幕府財政の低迷により、賀茂祭要脚の到着は当日に及ぶことが多く参考にならない。〕
- ⑭ 桑山浩然編『室町幕府引付史料集成』下（近藤出版社、一九八六年）所収、以下、文明一三年令に関する数値は本引付による。
- ⑮ 今回の法令は、文明一二年に出された法令の伝達が不十分で、効果が上がらなかったために再度出されたものである。なお、従来、同法令は最初に発令された年次をとって文明一二年令と呼ばれてきたが、本稿では混乱を避けるために分一銭徴収が実施された年次をとり、文明一三年令としている。
- ⑯ 石高による申請は二三件あり、その総額は三一九石一升余である。
- ⑰ 前掲桑山「室町時代の徳政」五四九頁。但し、桑山氏が指摘するのは、錢主、借主申請両方を合わせた額であるが、享徳三年令が借主申請しか認めないものであったために、本稿では借主申請額のみを比較の対象とした。
- ⑱ 例えば、文安元年の政所寄人は一五人いたことが確認される〔齋藤基恒日記』文安元年正月二六日条〕。

19 『康富記』享徳三年一〇月二十九日条には、記王中原康富が奉書獲得のために飯尾為数郎に度々出向していたことが記されており、このことも奉書作成の権限が飯尾為数に独占されていたことを物語る。

20 鳥居和之氏によると、長禄元年令における分一銭の徴収は、これまでの方法が奉書発給後であったのに対して、分一銭を徴収してから奉書を発給する方式へと変化したとい（前掲鳥居「嘉吉の乱後の管領政治」註（86））、分一銭徴収方式については、その後もさらに改良が計られていたことがわかる。

21 前掲五味「管領制と大名制」。

22 前掲百瀬「応仁・文明の乱」。

23 前掲鳥居「嘉吉の乱後の管領政治」。

24 「去年徳政時申給拾分書奉書令無沙汰所々事」（室町幕府追加法）二五五条。

25 『康富記』康正元年一月二十八日条。なお、ここには同日付、綾小

路大宮酒屋宛の同じ内容の召文も引用されているが省略した。

26 『康富記』康正元年一月二十九日条。

27 前掲百瀬「応仁・文明の乱」一八五頁。

28 前掲鳥居「嘉吉の乱後の管領政治」三七頁。

29 『康富記』康正元年二月六日条。

30 康正二年三月一日付室町幕府奉行人連署奉書（山中文書）一六四号、『水口町史』下所収）、康正二年一〇月一〇日付室町幕府奉行人奉書（『革嶋家文書』一六八号、『資料館紀要』五号所収）、文書番号は共に同刊本による。

31 前掲百瀬「応仁・文明の乱」一八〇頁。

32 『斎藤基恒日記』康正元年一月条。

33 『斎藤基恒日記』康正二年四月二日条。

34 『斎藤基恒日記』康正二年二月三日条。

第三章 足利義政親政の確立過程

一 内裏再建要脚の調達

本章では、康正二年（一四五六）に完成した内裏の再建事業を取り上げ、前章で触れた足利義政親政の確立過程について論じることとする。

表3に記した通り、管領政治期以来の課題であった内裏再建事業は、康正二年一月に再開され、半年後の七月二〇日、内裏は一三年ぶりに完成する。右の経過からは、管領政治期の失敗からすると驚異的な早さで再建が進められたことがわ

表3 義政親政期における内裏再建の経過

年月日	内容	典拠
康正2年(1456) 1/23	義政、管領細川勝元郎に行き、内裏再建を諮る	「師郷記」
3/ 3	三条実雅、柳原資綱、細川勝元を皇居造管方に任命	「師郷記」
3/29	造内裏木造始	「実遠卿記」
4/ 2	造内裏洛中洛外棟別銭/造内裏諸国段銭賦課	「齋藤基恒日記」
-/ -	洛中地口銭賦課	前掲馬田論文 pp. 40~42
4/11	内裏立柱上棟	「齋藤基恒日記」
6/ 5	造内裏要脚として大和国菩提山・中山寺に壺銭賦課	「大乘院寺社雜事記」
6/12	義政、内裏巡見	「師郷記」
7/ 6	内裏諸門立柱・上棟	「公名公記」
7/20	内裏落成・遷幸	「大乘院寺社雜事記」

かるのだが、また、同じく表3からは今回の内裏再建にあたり、諸国段銭、洛中洛外棟別銭・地口銭のほか、大和国では正暦寺、中川寺に壺銭が賦課されるなど、前回同様、様々な手段で内裏再建要脚の調達が行われていたことも判明する。例えば、正暦寺、中川寺に対する壺銭賦課は、康正二年に興福寺の申請により一旦免除されたものの、翌年再度徴収が行われ両寺は幕府に壺銭を進納することになる^①。また、馬田氏が指摘する通り、康正二年には地口銭についても徴収の徹底が計られており、これらことから今回の内裏再建要脚の調達に対する幕府側の意気込みがうかがえる。しかし、管領政治期の内裏再建の際にも様々な財源が徴用されていたことは第一章で見た通りであり、今度の成功の要因を分析するには、同じ条件での比較が必要である。そこで、第一章と同じく段銭に注目して、今回の調達の事態について論じることしたい。

ここでとりあげる「康正二年造内裏段銭并国役引付」^②という史料は、今回の内裏再建要脚納入者を記載したものであり、題から判明するように、内裏再建要脚は段銭・国役という二種類の方式で徴収されていた。後者の国役とは、負担額を定め、納入を国単位で守護に請け負わせたものであり、段銭守護請の収斂したもの^③、または形態的に「段銭の守護出銭化」したものと評される賦課方式である。この点に関して田沼陸氏は、今回の造内裏要脚の調達を契機に国役方式が採用された結果、幕府は守護請下の国内に

おける公田支配を放棄することになったと述べる^④。確かに田沼氏の指摘の通り、国役方式の採用は、国制上、幕府の公田を軸とした支配体制を根底から動揺させる結果につながるが、第一章で見た文安元年（一四四四）の造内裏諸国段銭の失敗を想起すれば、その第一の目的が幕府財政上の要請による段銭徴収の確実化にあったことも忘れてはならないだろう^⑦。今回、内裏再建事業を完遂できたのも、国役方式の採用に見られる要脚調達の成功が一因であるのは明らかなのである。ところで同年の段銭徴収について、百瀬今朝雄氏は次の三点の史料から興味深い指摘を行っている^⑧。

i 五貫八十文五月廿九日、廿六日定、送状在、請取出、嗟峨大雄寺領尾州味岡庄段銭^⑨

j 為御所造作料可被納之

（八月九日）

（齋藤）
親基 判

（飯助）
忠郷 同

（飯尾）
為数 同

堤伊賀守殿^⑩

k 請取申 御造作段銭事

久徳郷分貳町五段大五十歩

（中略）

合陸町八段百十歩

分銭参貫四百文

〔名〕
□為美濃国尼寺庄四ヶ郷二所請取□如件

康正三年八月十日

伊勢守代（是）
有家 在判

史料 i は「康正二年造内裏段銭並国役引付」の段銭部分を抄出したものであり、史料 j、k は、康正三年（一四五七）の御所造作段銭徴収の際の送状と請取状である。百瀬氏はこれらの史料を用いて次のように指摘する。

さて山科家の雑掌は恐らく翌十日、袖書をうけた送状（史料 i、以下カッコ内は早島註）に現銭を添え、指定された有家（堤氏）に納銭をすませ、有家の請取状（史料 k）を受領している。この手続を前掲した引付（史料 i）の上段割注の記事と照合するに、引付を記録したものは請取を出したものでなければならぬ。私は本引付を有家の作成にかか
るものではないかと想像している。

百瀬氏は、あくまで「想像」というに止めているが、実際に一連の史料を見ても右の指摘が妥当なのは明らかである。この点をさらに展開すると、伊勢氏の被官である堤氏が段銭を徴収していた以上、その被官主である伊勢氏は全体を統括する指導的な立場にいたと考えられ、国役方式の採用も伊勢氏により行われたと推定されるのである。

ここまで田沼、百瀬氏の研究に依拠して、国役方式の採用を中心に今回の内裏再建要脚の調達について見たが、以上の経過からは今回の内裏再建が、前回の要脚調達の失敗をふまえ、財源徴収の徹底と改善の上に成り立っていたことが明らかになる。また、国役方式の採用にあたり、伊勢氏が重要な役割を果たしていたことも不十分ながら確認することができた。前章で見た分一銭徴収方式確立の際の活動を想起すると、康正元年から翌年にかけての伊勢氏の活動からは、それぞれの財源の再建を目的とする一貫した姿勢、財政再建の意図が読みとれるのである。

二 右大将拜賀儀式の政治的意義

今回の内裏再建事業に関するもう一つの問題は、先にも触れた内裏再建が急がれた理由である。本節ではこの点を検討することにした。

内裏再建のわずか五日後の康正二年七月二十五日に、同所で足利義政の右大将拝賀儀式が挙行された。内裏再建事業が本格化した康正二年二月一六日の段階で、既に来七月に「永享度御例」で右大将拝賀を行うことが決定していたから、今回、内裏再建が急がれた理由もこの右大将拝賀の挙行と密接に関係すると考えられる。そこで、今回の右大将拝賀で参照されていた「永享度御例」、すなわち義政の父義教の右大将拝賀の事例を検討することで右の点を確認することにしたい。^⑬

足利義教の右大将拝賀は、永享二年（一四三〇）七月二十五日に挙行されたが、元服、將軍宣下などの主要儀式は既に正長二年（一四二九年）に行われており、右大将拝賀だけが一年以上も遅れた理由は次のようなものであった。

（前略）室町殿大将以後御拝賀間事。同以経康内々被談之處、當時白地之皇居、誠彼時宜難測、然も於遷幸者無御供奉之条有何事哉。遷幸以後以吉曜別被企御拝賀之条不_レ宜歟。（後略）^⑭

当時、儀式の舞台となる内裏が「白地之皇居」、つまり造営の途中であったために、儀式自体を執り行うことができず、結局、義教の右大将拝賀は内裏造営の完成を待ち、翌永享二年（一四三〇）、義満の例に任せ七月二十五日に行われた。^⑮この事例からは、右大将拝賀儀式には、その舞台となる内裏造営の完了と、先例通りの七月二十五日の挙行という二つの条件を満たす必要のあったことが判明し、義政の場合も禁闕の変以来の内裏の状態では右大将拝賀儀式を遂行できず、七月二五日を期日に内裏再建が急がれたと考えられるのである。

このように今回の内裏再建事業が、將軍義政の右大将拝賀挙行を目的としていたことが判明するのであるが、それでは、管領政治期にはなし得なかった財源の改善や内裏の再建といった問題を克服して行われた右大将拝賀儀式には一体どのような意義を認められるのだろうか。最後にこの点について論じておく必要がある。

従来、今回の右大将拝賀儀式で注目されたのは、伊勢貞親が先例にない「大名一騎打」の資格でこの儀式に列していたことであり、このことは伊勢氏の権勢の上昇を象徴するものとして理解されてきた。^⑯確かに、内裏再建要脚の確保から右大将拝賀の挙行に至るまでの伊勢氏の活躍を振り返ると、「大名一騎打」という異例の待遇は、その貢献に相応しく、幕

府内部における伊勢氏の地位の上昇を端的に示すものであったといえる。しかし前章で見た通り、この時期に將軍と側近伊勢氏が管領政治の払拭という課題を抱えていたことを想起すれば、その意義は単に伊勢氏個人の権勢を誇示するだけに止まらず、むしろ將軍權威の高揚にあったと見なければならぬ。

康正二年七月二五日、申刻より足利義政の右大将拝賀儀式は行われ、入夜に及ぶその次第は「希代之見物」であったという¹⁸。また、その行粧には「或壞^レ辻或破^レ屏構^二棧敷^一」えて群衆が参集しており、このように衆人が注目する中、一三年振りに再建された内裏で執り行われた右大将拝賀儀式は、久しく政治の後景に退いていた將軍の存在を強く印象づけることになったと考えられる。前章では奉行人の管轄の推移から、康正二年四月以降、一二月までの間に、幕府政治の中心が管領から將軍に移行することを指摘したが、財源の確保と内裏再建という数年来の課題を克服し盛大に行われた右大将拝賀儀式は、まさしく、幕政の所在が將軍にあることを可視化、演出するものであったといえ、足利義政親政は、今回の右大将拝賀儀式挙行を契機に確立していくと考えられる。本稿ではこれまで、幕府財政の再建過程について検討してきたが、その政治上の意義は、管領政治を払拭し義政親政を確立させることであつたと評価できるのである。

- ① 「大乘院寺社雜事記」康正三年三月一四日条。なお、正暦寺の壺銭公事については松本真美「菩提山正暦寺の壺銭公事」〔壺楽史苑〕四二号、一九九七年）を参照。
- ② 前掲馬田「浴中の土地支配と地口銭」。
- ③ 「群書類從」雜部四所収。
- ④ 前掲田沼「室町幕府財政の一断面」。
- ⑤ 今岡典和「幕府―守護体制の変質過程―」一六世紀前半の国役を中心に――〔史林〕六八一四号、一九八五年）。
- ⑥ 前掲田沼「室町幕府財政の一断面」一八一―一九頁。
- ⑦ その後、文安二年、文安四年、享徳元年に諸国段銭の代表である内宮、外宮役夫工米が賦課されるが、遷宮は行われなかった。段銭の事例については、前掲市原「室町時代の段銭について」、伊勢内宮の遷宮については、所功「伊勢神宮」〔講談社学術文庫版、一九九三年）一三九―一四二頁を参照。
- ⑧ 前掲百瀬「段銭考」。
- ⑨ 「康正二年造内裏段銭并国役引付」〔群書類從』雜部四所収）。
- ⑩ 「山科家礼記」康正三年八月九日条。
- ⑪ 「山科家礼記」康正三年八月一〇日条。
- ⑫ 「親通卿記」康正二年二月一六日条（『後鑑』所収）。
- ⑬ 百瀬氏は今回の右大将拝賀を義満の例に準拠したものと指摘する

（前掲百瀬「応仁・文明の乱」一八一頁）。確かに「実遠卿記」（後鑑）所収）康正二年七月二十五日条には、今回の右大将拝賀が「康暦御例」に準ずるものであると記されるが、本文でも指摘した通り、「親通卿記」のように今回の儀式が「永享度御例」、すなわち義教の例に準じたものと記す記録もある。そもそも、義教の右大将拝賀も義満の例に準拠するものであったから（本章註⑩参照）、両者に明確な違いがあったとも思えないが、ここでは、それにもかかわらず、義教の例が意識されていた点を重視したい。

- ⑩ 『建内記』正長二年七月一日条。
 ⑪ 『建内記』永享元年七月一日条によると同年七月一日には黒戸

終章 足利義政親政の位置づけをめぐる

嘉吉元年（一四四一）以降低迷した幕府財政も、康正元年（一四五五）の分一徳政令改正を契機に好転の兆しを見せ、康正二年（一四五六）には長年の課題であった内裏の再建に成功する。そして、同年七月に内裏で右大将拝賀儀式が盛大に行われたが、この儀式は、政治上、管領政治を払拭し足利義政親政を確立させる大きな契機になったと評価できる。本稿で明らかにしたのはおおよそ以上のことである。財政再建という観点から、本稿で取り上げたのは分一銭徴収方式と国役方式の採用の二点であるが、次の史料からは同時期、都市課税方式についても改善が計られたことがうかがえる。

- 一 自（基記）齋藤民部方申大嘗会料当寺境内并諸坊棟別事。以前如造内裏時、被取立兩三日間可被納之由申之間、致披露之處、衆儀通、有先例上者、取立可被納由評儀了。但此棟別事、自大宮東者、去年地口被取、西者棟別由申候也。^⑪

この史料は、文正元年（一四六一）の大嘗会要脚の賦課について記したものであり、傍線部から、前年の寛正六年（一四六〇）に、大宮通を境として以東は地口銭、以西は棟別銭というように賦課方式が区別されていたことがわかる。つまり、

造替上棟が行われていた。

- ⑫ 『満濟准后日記』永享二年六月一日条。なお、足利義満の右大将拝賀は康暦元年（一三七九）六月二日に行われる予定であったが、準備不足のために延引（後思味記）、同年七月二日に行われた（「花宮三代記」同年同月条）。このことから、七月二日という先例が義満以来のものであることが判明する。

- ⑬ 前掲五味「管領制と大名制」、前掲百瀬「応仁・文明の乱」。

- ⑭ 『大乘院寺社雜事記』康正二年七月二十五日条。

- ⑮ 『実遠卿記』康正二年七月二十五日条（後鑑）所収。

人家の集中していた大宮以東の地域に地口銭が賦課されたのである。棟別銭が屋敷の件数を基準としたのに対して、地口銭は屋敷の間口を基準とし、その大きさに比例して賦課できる棟別銭よりも精密な方式であり、また、康正二年（二四五六）以降地口銭賦課が強化されたという馬田氏の指摘^②を参照すると、寛正六年に大宮以東の都市課税方式が地口銭に統一されたことは、康正二年以来の幕府の都市課税強化の達成を示すと考えられる。この寛正六年の地口銭賦課は節季（歳暮）要脚の調達を目的としたものであり、義政の奢侈として知られる幕府財政の大量支出も、右で見たような財源の改善により支えられていたのである。本来、国家的公事用途であった地口銭を、將軍家の節季要脚に宛てたことに象徴される義政親政期の財政構造は、その後、国家的公事が中絶する遠因となると考えられるが、それはさておき、右のような大量の消費が可能であったこと自体、義政親政期に幕府財政が好転していたことを何よりも物語るのではないだろうか。^⑤

この点に関して、当該期の幕府財政が五山財政に依存していたことから、それを不安定なものと思える傾向がある。しかし、この理解の基点にある今谷氏の研究は、冒頭で述べた事情により、ほかの財源について検討が十分ではなく、現在の研究状況から見れば問題を残すものである。実際、そのほかの財源を分析してみると、義政親政期に幕府財政が好転していたことは明らかであり、五山財政との関係だけから当該期の幕府財政を不安定であると捉えることは不十分といわざるをえない。そもそも、右のような見解が生じた背景には、この時期の幕府を弱体とする理解があったと考えられる。^⑥しかし、例えば五山献物について見ると、幕府の体制が大きく揺らいだ応仁の乱後には、五山財政が悪化し、^⑦もはや献物自体が財源として機能していなかったのに比べ、義政親政期に五山献物が幕府財政を潤すほどに循環していたことは、この時期の幕府の政治・経済的安定の反映であると理解すべきではないだろうか。本稿では前者の政治的安定について、義政親政の確立過程を論じたかたちで言及したが、義政親政期に関しては、従来のように將軍個人の資質や『応仁記』等の記述からだけでなく、幕府財政の回復という事実も視野に入れて評価しなければならないだろう。そして、財政史の立場から足利義政親政期の幕府に対して一定の評価が与えられるとすると、例えば土一揆の徳政要求などに象徴される社会経済

的変動に幕府がどのような対応を示したか、という問題設定も可能になる。事実、義政親政期は幕府雑務沙汰訴訟制度が確立する時期と考えられ、今後、当該期の経済を分析するにあたり、幕府の動向も視野に入れることが要請されるだろう。本稿では、以上のように一五世紀中葉の幕府財政を検討し、義政親政期の幕府財政を積極的に評価してきた。しかし、当該期の幕府財政全体を論じることができなかつたために、義政親政期の財政再建を幕府財政史上どのように位置づけるかという問題や、その後の幕府財政の推移についての見通しは得られなかつた。以上の課題については後の機会を期すことにし、ひとまずはここで稿を終えることにしたい。

- ① 「廿一口方評定引付」文正元年三月三日条（東寺百合文書く函二五号）。
 - ② 前掲馬田「洛中の土地支配と地口銭」。
 - ③ 『齊藤親基日記』寛正六年二月七日条。
 - ④ 既に市原陽子氏は室町時代の段銭を分析した中で、応仁の乱後に幕府自身を用いる段銭が増加し、朝廷や社用の段銭賦課が急速に減少したことを指摘している（前掲「室町時代の段銭について」）。
 - ⑤ 例えばこのような傾向は前掲桜井「日本中世の贈与について」の中で「彼ら（將軍義教・義政——早島註）はいずれも毎日御成してもかまわないと周囲にもらしているが、これは貧しき幕府を抱えた首長たちの健気さである」（一九頁）と記されていることからもうかがえる。
 - ⑥ 足利義政親政は、義政個人の資質からだけで評価されてきた側面がある。その研究史については森田恭二「足利義政の研究」（和泉書院、一九九三年）冒頭の研究史整理を参照。
 - ⑦ 『藤原軒日録』文明一八年六月八日条。
 - ⑧ この点については早島「京都近郊における永代売買地の安定化——一五・六世紀における永代売買地の保証形態——」（『日本史研究』四四四号、一九九九年）を参照。
- （附記）本稿は、一九九八年八月に大分県別府で行われた中世史サマーマニナーにおける報告をもとに作成したものである。当日、貴重な意見を下さった皆様に感謝するとともに、レジュメの印刷等、お世話になった方々にもあらためてお礼を申しあげます。

（京都大学文学研究科博士後期課程

The Reconstruction of Muromachi Bakufu Finances in the Mid 15th Century

by

HAYASHIMA Daisuke

In this essay, I will examine muromachi bakufu (室町幕府) finances during the mid 15th century from the perspective of financial reconstruction. The Rural League Uprising (土一揆) of 1441 led to the weakening of imposts levied on pawnbrokers, and this ushered in a decline in bakufu finances during the period of kanrei administration (管領政治). In response to this, the bakufu created the buichisen policy (分一銭) in 1454, but it failed to collect funds and bakufu finances went into a state of crisis. In 1455, the collecting methods of the buichisen policy were reworked by ISE Sadachika (伊勢貞親) of the shogunate, and after the revision issued that year, finances were reestablished. Furthermore, in addition to the 1456 imperial palace reconstruction that resulted from ISE's activities, necessary funds were successfully procured through the implementation of the kuniyaku system (国役). ASHIKAGA Yoshimasa (足利義政) succeeded in a prosperous ceremony to the position of shogun in the newly reconstructed imperial palace. Considering that the bakufu administration had been led by the kanrei until this time, it becomes clear that this ceremony was a performative display of the centrality of the shogun within the bakufu. It emphasized the accomplishments of revenue improvement and palace restoration, impossible achievements during the period of kanrei administration. This essay thus attempts to appraise the significance of the reconstruction of bakufu finances in terms of political history through the lens of the establishment of Yoshimasa's administration.